

鳥取県告示第9号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年2月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年1月11日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日
平成19年12月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人きらめき
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
山根 節彦
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡大山町平田376
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、その自立や地域移行の支援に関する事業を行い、もって障害者の福祉及び社会参加に寄与することを目的とする。